

## 新幼保連携型認定こども園の設備・運営に関する基準条例案への 意見募集に対する対応（案）について

### 1 趣旨

平成 27 年度以降に設置される幼保連携型認定こども園（以下「新幼保連携型認定こども園」という。）の設備・運営に関する基準条例を制定するに当たり、広く県民の意見を聴くため、意見募集を実施した。

提出された意見とその対応（案）については、次のとおりである。

（意見募集期間：平成 26 年 7 月 16 日（水）～平成 26 年 7 月 29 日（火））

### 2 意見とその対応（案）

#### 意見 1（竹原市 50 歳代 男性）

満 3 歳以上の学級編成が、1 学級 35 人以下とされているが職員（保育教諭）の数は 30 人に一人とされているが、認識について現場及び保護者に混乱は起きないか。

※ ちなみに 3 歳児は 20 人に一人とされているが、幼稚園同様 30 人に一人で良いのか。

いわゆる短時間保育は幼稚園の学級編成及び定員とし、長時間保育については 30 人以下等、保育園の定員及び職員配置でよいのか、条例に具体的に明記してほしい。

#### ⇒対応（案） 1

新幼保連携型認定こども園の設備・運営基準については、幼稚園の設置基準及び保育所の設置基準のうちより高い基準（どちらの基準も満たす。）となるよう国において検討されている。

このため、①幼稚園と同様に、満 3 歳以上の園児について 35 人以下の学級を編成し、各学級ごとに専任の職員を 1 人以上置き、かつ、②保育所と同様に、園児の年齢区分に応じた職員数を配置するよう求められる。

これらについては、国基準に「従うべき基準」とされており、県においても同様の基準としたい。

#### 意見 2（三原市 50 歳代 男性）

来年 4 月施行予定の子ども・子育て支援新制度において「認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）」、ならびに「公定価格（都道府県ではなく、市町が直接の窓口となる）」が大きな制度改革だと思えます。

その中で、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）について意見させていただきます。

第一に、この制度が「しっかりとした子どもの成育環境」を保障するものでなくてはならないと思えます。

そこで、今回の条例案について、学級の編成、職員の配置については満 3 歳児以上では現行の幼稚園の配置基準を、また満 3 歳児未満児では現行の保育所の配置基準を適応することには賛同できますが、実際の保育所の運営では定員の 25%以上、場合によっては 50%程度の定員超過を許可（黙認）している現状があります。

よって、各市町のニーズ調査を基に、民間事業者（特に、私立幼稚園）を十分に利用して、幼保連携型認定こども園への移行をしやすくすべきと考えます。

その際、一番ネックとなるのが、現在の私立幼稚園施設に、新たに 0～3 歳未満児を受け入れる施設等を建設する必要があり、「園舎・園庭は同一敷地内・隣接地に設置が原則」では土地購入（賃貸）や施設建設が難しいケースが容易に推察されます。

そこで、原則は原則として守りながら、特例として『飛び地、あるいは園児の安全が保障される範囲内（保育教諭が安全に園児を移動できる距離）』についても県条例で設置基準を明記していただきたいと思えます。

意見3（三原市 20歳代 女性）

私立幼稚園に勤めている教員ですが、今回の「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称・案）」の中で、「(3)設備に関する基準・園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置を原則【従】」に関して、意見を述べたいと思います。

当園が幼保連携型認定こども園になるためには、0歳児から2歳児までを預かる施設や給食設備等が必要となります。しかし、住宅地の中にある当園が現在の敷地内に新しい施設・設備等を作るためには園庭を大幅に使用しなくてはならず、これでは園児たちの教育環境を悪くしてしまうので難しく、また隣接地の購入もままならない状況で、今回の幼保連携型認定こども園への移行に躊躇しています。

条例（仮称・案）では「原則」と記載されているので、特例として、私どものような立地条件の幼稚園の場合、飛び地や少し離れた場所（園児の移動に安全が確保される場所）での新しい園庭の取得、園舎の建設が認められるようにしてほしいです。

意見4（三原市 30歳代 女性）

我が子が通う幼稚園は坂の上にある私立幼稚園です。先般、園長先生から「当園も近い将来『幼保連携型認定こども園』に移行して、今まで培ったノウハウを活かして、小学校就学前の子どもたちをトータルに育てていきたい」と話されていました。そして、続けて、「まだ詳細は分かりませんが、幼保連携型認定こども園の園舎や園庭は現行の幼稚園と同じように、原則、同一敷地内・隣接地に設置となりそうなので、現在の幼稚園園庭を使用して新しい施設を建設すると、今までの教育環境が保てなくなるので、『幼保連携型認定こども園』ではなく、『幼稚園型認定こども園』への移行、あるいは現行の私立幼稚園のままであることを選択せざるを得ない」ということでした。

新しい制度が「子どもたちの健全育成」を目的とするのであれば、原則にとらわれず、現行の幼稚園の園舎・園庭を活用して、同一敷地内・隣接地以外の近い場所に、0～2歳児を受け入れる園舎を建てて、幼保連携型認定こども園になれるようにしてほしいと思います。

⇒対応（案）2・3・4

新幼保連携型認定こども園の設備・運営基準では、「園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない」とする予定である。

ただし、条例の施行日（平成27年4月1日予定）の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合は、当分の間、園児が安全に移動・利用できる等の一定の要件を満たす場所に園庭を設けることができる（代替地）特例を設ける予定である。

意見5（広島市 40歳代 男性）

条例の制定についての概要の中で、(5)に既存の施設からの移行について書かれてあるが、建築基準法上の用途区分では「保育所」と「幼稚園」では類型が異なるため、100㎡を超える規模の場合、用途変更の確認申請の手続きの有無について検討する必要があると考えられる。

また、建築基準法では幼稚園（学校）は保育所（児童福祉施設）よりも建物に要求される性能基準が緩和されている面がある。

既存施設を利用（特に幼稚園であったものを児童福祉施設に変更する場合）して移行する場合、他法令における手続き及び建物に要求される性能についての担保はどう考えるのか。（違反建築物となることを助長する可能性がある。）

⇒対応5

条例（案）の内容に直接関係する事項ではないが、国に対して情報提供を行った。